

# 新ひだか町工事等請負代金債権譲渡に関する事務取扱要綱

平成 27 年 1 月 21 日

要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新ひだか町（以下「町」という。）の発注する工事等を請け負う者（以下「受注者」という。）が、当該工事等に係る請負代金債権（以下「債権」という。）を譲渡する場合において、新ひだか町建設工事請負標準契約書式（以下「約款」という。）第 4 条第 1 項ただし書に基づき町が行う債権譲渡の承認等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第 2 条 町が債権譲渡を承諾できる契約は、約款第 30 条第 4 項の引渡しが完了した工事又は工事に関連した委託業務とする。ただし、債権譲渡の承諾に不適当な事由があると町長が認める場合を除く。

(承諾)

第 3 条 町は、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、債権譲渡の承諾をすることができる。

- (1) 債権譲渡の対象となるのは、前条の規定に基づく完成工事等であること。
- (2) 債権の譲渡先が次条に定める金融機関等であること。
- (3) 債権譲渡に係る債権が第三者による差押等を受けていないこと。
- (4) 債権譲渡に係る債権に質権等の権利が設定されていないこと。
- (5) 債権譲渡に係る債権が既に譲渡されていないこと。

(金融機関等)

第 4 条 債権譲渡に係る債権の譲渡先は、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 1 項に規定する金融機関でなければならない。ただし、町長が必要と認める場合は、他の金融機関等を譲渡先とすることができる。

(承諾可能債権額)

第 5 条 承諾することができる債権譲渡の額は、請負代金の額から前払金及び部分払の支払額を控除した金額（請負人の履行遅延の場合における違約金、その他控除すべき債務がある場合は、これを控除した後の金額）を限度とした受注者の譲渡承諾依頼額とする。

(債権譲渡の手続)

第 6 条 受注者は、債権譲渡の承諾を申請する場合は、譲渡先の金融機関等の承諾を得て、債権譲渡承諾依頼書（別記様式第 1 号）を町長に提出するものとする。この場合において、受注者が共同企業体である場合は、代表者及び構成員連名の申請とする。

2 町は、債権譲渡承諾依頼書の提出があったときは、第 2 条から第 5 条までに定める要件を確認のうえ、受理した日から 7 日以内（期間の末日が新ひだか町の休日を

定める条例（平成18年条例第2号）第1条に規定する休日の場合は、その翌日まで）に承諾し、債権譲渡承諾書（別記様式第2号）を受注者に交付するものとする。

3 町は、前項の規定により承諾したときは、債権譲渡整理簿（別記様式第3号）により債権譲渡の承諾状況を管理するものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第7条 第3条の基準が満たされていることの確認ができない場合は、債権譲渡の承諾をしないものとする。

2 前項の場合には、速やかに債権譲渡不承諾通知書（別記様式第4号）に承諾しない理由を付して受注者に交付するものとする。

（債権金額の請求）

第8条 譲渡先の金融機関等は、受注者と債権譲渡に関する契約を締結した日以後に、町に対して債権金額を請求することができる。

2 金融機関等は、確定した債権金額の請求にあたっては、町長に対し次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 請求書（別記様式第5号） 1通

(2) 債権譲渡承諾書の写し 1通

(3) 債権譲渡に関する契約書の写し 1通

#### 附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。